

令和7年4月15日

保護者様

和歌山市立明和中学校
校長 山本和良

警報発表時等の学校の対応について

平素は本校教育のため、格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、和歌山市に警報等が発令されたときの授業の実施を下記のとおりとします。

つきましては、保護者の皆様には、テレビ放送等で気象警報等に関する情報を収集し、お子さまの登校を判断くださるようお願いいたします。

(注) 平成22年5月27日から気象庁の気象警報、注意報等が「複数の市町村で構成された地域」から「個別の市町村」を対象として発表されるように変わりましたので、和歌山市の情報で判断下さい。

記

- 1 暴風警報または大雨警報（特別警報を含む）が発表されているときは、警報が解除されるまでお子さまを自宅で待機させてください。（注意報のときは、平常通り授業を行います。）
- 2 上記警報が以下の(1)(2)の時刻(ちょうどを含む)までに解除されたときは、ご家庭付近の安全確認の上、速やかに登校させてください。ただし、警報が解除されない場合は、臨時休業となります。なお、警報が解除されても、次の(ア)(イ)のような場合は登校を見あわせ、早急に学級担任まで連絡してください。

(1) 通常の授業のときは午前11時	(2) 午前中授業のときは午前10時
(ア) 家庭・各地区の被害状況から、保護者の方が登校困難と判断されたとき	
(イ) 通学道路事情から、保護者の方が危険もしくは登校困難と判断されたとき	

- 3 **震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業になります。早急に避難行動を取り身の安全を確保してください。翌日以降については被害状況等により判断します。**

- 4 津波警報や大津波警報が発表されているときは、警報が解除されるまでお子さまを安全な場所に避難させてください。
- 5 その他の警報（洪水警報や雷警報、波浪警報等）が発表されているときは、各地区の事情により必要な措置が講じられることもありますが、校区内が特に危険な状態でない限り、基本的に平常通り授業を行います。ただし、保護者の方が危険もしくは登校困難と判断されたときは、登校を見あわせ、その旨を学級担任まで連絡してください。
- 6 上記以外に、ラジオ、テレビ等により和歌山市の中学校に対し特別措置が報道されたときは、その指示に従ってください。
- 7 電話での問い合わせは、特別な場合を除きご遠慮をお願いします。